

お知らせ

令和8年(2026年)5月27日

報道機関各位

函館市総務部人事課

(21-3667)

職員の懲戒処分について

このことについて、別紙のとおり職員の懲戒処分を行いましたので、お知らせいたします。

職員の懲戒処分の公表について

次のとおり懲戒処分をしたので公表します。

被処分者の所属等	所属 福祉事務所・一般職 年代 40代
事案の概要	令和7年12月19日、自家用車を運転し、法定速度を超過して走行していたところ、可搬式速度違反自動取締装置により測定され、法定速度超過（35km毎時超過）で検挙された。
処分内容	減給1月10分の1
処分年月日	令和8年5月27日
その他特記事項	

担当 函館市総務部人事課
電話 (0138) 21-3667